

資料60 国際機関への防衛省職員のパ遣実績

(2014. 6.30現在)

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.8.1	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (将補) ※
97.6.23～00.6.25	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局運用・計画部長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1佐)
05.7.11～09.7.11	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
13.8.27～	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
13.9.18～	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部部隊形成課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)

※ OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

資料61 調達装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E = A + D)	国内調達額 の比率 (%) (A / E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D = B + C)		
20 (08)		19,382	1,153	642	1,795	21,177	91.5
21 (09)		18,219	1,290	620	1,911	20,130	90.5
22 (10)		17,611	1,023	551	1,574	19,185	91.8
23 (11)		21,746	1,471	589	2,060	23,806	91.3
24 (12)		20,672	1,216	1,372	2,588	23,259	88.9

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」および「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料62 武器輸出三原則等

○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法 (昭和24年法律第228号) (注) 及び輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号) により経済産業大臣の許可が必要。

(注) 現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42. 4. 21、衆・決算委 (要旨)

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- 1) 共産圏向けの場合
- 2) 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- 3) 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51. 2. 27、衆・予算委 (全文)

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- 1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- 2) 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替

及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

- 3) 武器製造関連設備 (輸出貿易管理令別表第一の第109の項など) の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- 1) 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- 2) 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

(注) 平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) 3) の「第109の項」及び(2) 1) の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

資料63 防衛装備移転三原則

(平成26年4月1日 国家安全保障会議決定)
閣議決定)

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上的影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合には、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料64 防衛省職員の内訳

(2014.3.31現在の定員)

防衛省職員	特別職	防衛大臣			
		防衛副大臣			
		防衛大臣政務官 (2人)			
		防衛大臣補佐官 (3人以内)			
		定員内	防衛大臣秘書官		
			防衛事務次官		
			書記官等	648人	
			事務官等	20,752人	
		定員外	自衛官		247,746人
			自衛官候補生		
			予備自衛官	47,900人	
			即応予備自衛官	8,467人	
			予備自衛官補	4,600人	
			防衛大学校学生		
			防衛医科大学校学生		
陸上自衛隊高等工科大学校生徒					
一般職	定員内	事務官等	29人		
		非常勤職員			
	定員外	非常勤職員			

- (注) 1 定員数は法令上の定員
 2 平成26年5月30日に国家公務員法等の一部を改正する法律(平成26年法律第22号)が施行され、防衛大臣補佐官は防衛大臣政策参与へ改称され、各府省共通の官職として、大臣補佐官(特に必要がある場合に1人)が新設された。
 3 平成26年6月13日に交付された防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第65号)により、防衛省に防衛審議官1人を置くこととされた。

資料65 自衛官の定員および現員

(2014.3.31現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	151,063	45,517	47,097	3,495	247,172
現員	137,850	41,907	42,751	3,204	225,712
充足率(%)	91.3	92.1	90.8	91.7	91.3

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	
定員	45,392	4,914	140,740	56,126	
現員	42,784 (1,974)	4,502 (28)	137,697 (6,905)	20,350 (1,294)	20,379 (2,398)
充足率(%)	94.3	91.6	97.8	72.6	

- (注) 1 現員の()は女子で内数
 2 定員は予算定員

資料66 自衛官などの応募および採用状況（平成25年度）

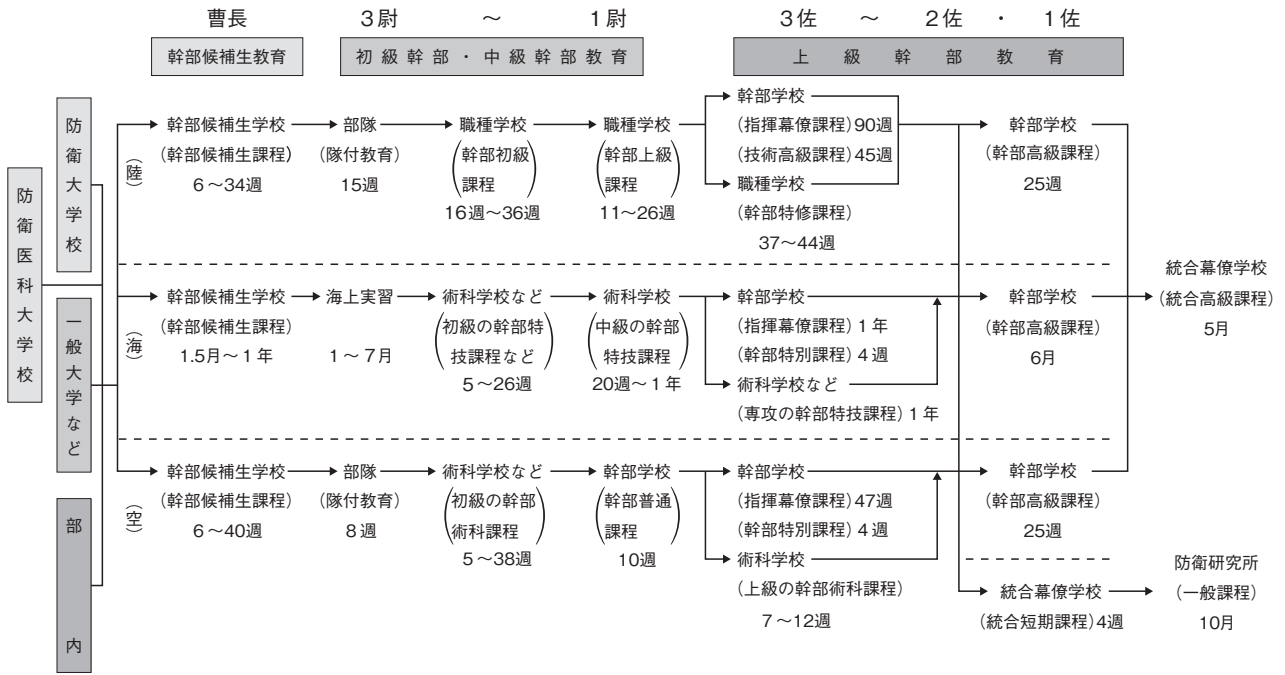
区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般幹部候補生	陸	4,465 (564)	113 (10)	39.5 (56.4)	
	海	1,881 (297)	88 (11)	21.4 (27.0)	
	空	2,731 (425)	60 (7)	45.5 (60.7)	
	計	9,077 (1,286)	261 (28)	34.8 (45.9)	
曹	技術海曹	93 (38)	13 (7)	7.2 (5.4)	
	陸上自衛官(看護)	19 (14)	5 (4)	3.8 (3.5)	
航空学生	海	916 (89)	74 (5)	12.4 (17.8)	
	空	3,114 (217)	45	69.2	
	計	4,030 (306)	119 (5)	33.9 (61.2)	
一般曹候補生	陸	22,415 (2,993)	2,091 (78)	10.7 (38.4)	
	海	5,056 (853)	972 (39)	5.2 (21.9)	
	空	7,063 (1,153)	721 (85)	9.8 (13.6)	
	計	34,534 (4,999)	3,784 (202)	9.1 (24.7)	
自衛官候補生	陸	22,580 (2,664)	6,407 (499)	3.5 (5.3)	
	海	5,055 (743)	1,241 (79)	4.1 (9.4)	
	空	5,899 (870)	1,540 (132)	3.8 (6.6)	
	計	33,534 (4,277)	9,188 (710)	3.6 (6.0)	
防衛大学校学生	推薦	人社	207 (58)	23 (5)	9.0 (11.6)
		理工	236 (28)	84 (5)	2.8 (5.6)
		計	443 (86)	107 (10)	4.1 (8.6)
	総合選抜	人社	157 (29)	10 (1)	15.7 (29.0)
		理工	169 (17)	35 (3)	4.8 (5.7)
		計	326 (46)	45 (4)	7.2 (11.5)
	一般前期	人社	5,991 (2,210)	81 (17)	74.0 (130.0)
		理工	9,735 (1,789)	289 (16)	33.7 (111.8)
		計	15,726 (3,999)	370 (33)	42.5 (121.2)
	一般後期	人社	231 (57)	14 (1)	16.5 (57.0)
		理工	462 (66)	34 (3)	13.6 (22.0)
		計	693 (123)	48 (4)	14.4 (30.8)
防衛医科大学校医学科学生		8,012 (2,315)	76 (21)	105.4 (110.2)	
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		3,345 (2,620)	74 (63)	45.2 (41.6)	
高等工科学校生徒	推薦	312	64	4.9	
	一般	4,465	263	17.0	

(注) 1 () は女子で内数

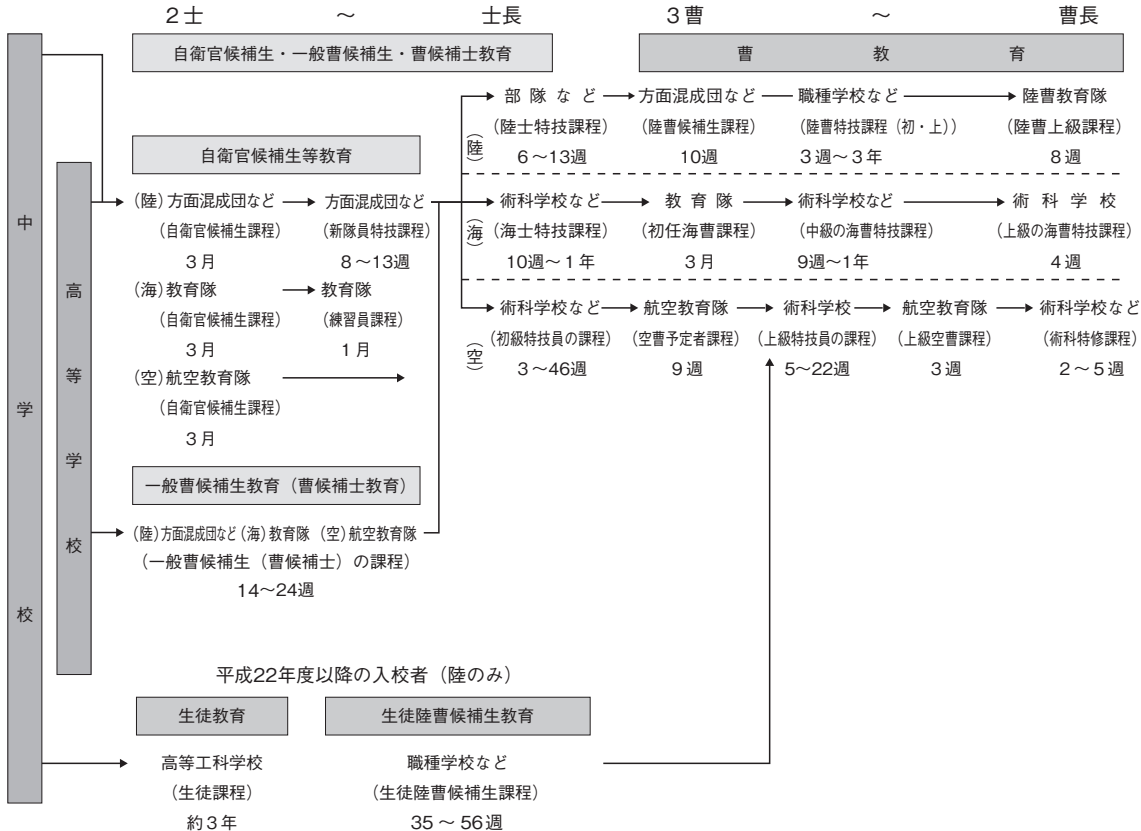
2 数値は平成25年度における自衛官などの募集にかかるものである。

資料67 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官および幹部候補生



2 曹士自衛官



資料68 主要演習実績（平成25年度）

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
自衛隊統合演習 (実動演習)	25.11.1 ～11.18	わが国周辺海域・ 空域および基地 など	各幕僚監部、情報本部、各 方面隊、中央即応集団、自衛艦 隊、佐世保地方隊、航空総隊、 航空支援集団 など		武力攻撃事態における自 衛隊の統合運用能力の維 持・向上を図る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
方面隊実動演習	25.11.1 ～11.18	西部方面区	西部方面総監部、第4師団、 第8師団、第15旅団、第2 師団、第6師団、中央即応集 団 など		方面隊の武力攻撃対処能 力の維持・向上を図る。
方面隊実動演習	25.11.1 ～12.2	東北方面区	東北方面総監部、第6師団、 第9師団など		方面隊の武力攻撃対処能 力の維持・向上を図る。
協同転地演習 (師団等転地)	25.10.22 ～11.25	北部方面区～西部 方面区(日出生台 演習場など)	第2師団基幹 人員 約850名 車両 約350両		長距離機動に必要な統制・ 調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	25.7.2 ～8.4	中部方面区～北部 方面区(矢臼別演 習場など)	第10師団の1個普通科連隊基幹 人員 約2,300名 車両 約800両		長距離機動に必要な統制・ 調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	25.10.9 ～10.21	北部方面区～東部 方面区(北富士演 習場など)	第11旅団の1個普通科連隊基幹 人員 約530名 車両 約180両		長距離機動に必要な統制・ 調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	25.11.1 ～12.2	東北方面区～西部 方面区(日出生台 演習場など)	第6師団の1個普通科連隊基幹 人員 約2,000名 車両 約850両		長距離機動に必要な統制・ 調整能力の向上を図る。

○海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
海上自衛隊演習 (図上演習)	25.9.15 ～9.19	海上自衛隊幹部学 校およびその他参 加部隊所在地	自衛艦隊の各司令部、各地方 総監部 など 約550名		各指揮官の情勢判断および 部隊運用を図上で演練し、 各種事態対処要領の確立 を図る。
海上自衛隊演習 (実動演習(共同演習))	25.11.16 ～11.28	九州および沖縄周 辺海域・空域	自衛艦隊 など 艦艇 約30隻 航空機 約60機		各指揮官の情勢判断および 部隊運用を演練し、各種事 態対処要領の確立を図る。

資料69 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成25年度）

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	25.9.24～11.26	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	15個高射中隊 約530名
	地对艦ミサイル部隊実射訓練	25.9.28～11.10	米国カリフォルニア州ポイントマグー射場	各地対艦ミサイル連隊、特科教 導隊 約250名
海上自衛隊	護衛艦などの米国派遣訓練	25.5.2～8.1	ハワイおよび同周辺海空域 グアムおよび同周辺海空域 ならびに米国東海岸および同周辺海空域	護衛艦2隻 航空機3機
	護衛隊群米国派遣訓練	25.12.7～12.24	グアム周辺海域	護衛艦4隻 航空機2機
	潜水艦の米国派遣訓練	25.9.24～12.24 26.1.14～ 4.24	米国ハワイおよびグアムの周辺海域	潜水艦各1隻
航空自衛隊	高射部隊等年次射撃訓練	25.8.20～11.15	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	12個高射隊(6個高射群)、高 射教導隊 約380名

資料70 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施 昨年度の処理実績：件数1,560件（平均すれば週約30件）、量にして約57.1トン。特に、沖縄県での処理量は、約22.9トン（全国の処理量の約40%）（なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> 海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を実施 危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施 昨年度の処分実績：約333個、約4.8トン（なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> 防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など6か所）では一般市民の診療を実施 防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力（注4）	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> 全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催する様々な行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

(注1) 自衛隊法附則

(注2) 自衛隊法84条の2

(注3) 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など

(注4) 自衛隊法100条の3など

資料71 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> 部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務（注2）	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などを輸送 天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な用務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など（注3）	<ul style="list-style-type: none"> 国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう（注4）、と列（注5）、礼砲（注6）などの礼式 諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協力（注7）	<ul style="list-style-type: none"> 65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力を行い、09（平成19）年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献するとともに、11（平成21）年就航した新しい「しらせ」により、今後も南極観測事業の支援を実施 13（平成25）年11月からの第55次南極地域観測支援では、観測隊員および物資約1160トンと昭和基地へ輸送するとともに、観測隊が計画する海洋観測などの支援を実施
その他の協力	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事など（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

(注1) 自衛隊法100条の2

(注2) 自衛隊法100条の5など

(注3) 自衛隊法6条、自衛隊施行規則13条など

(注4) 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと

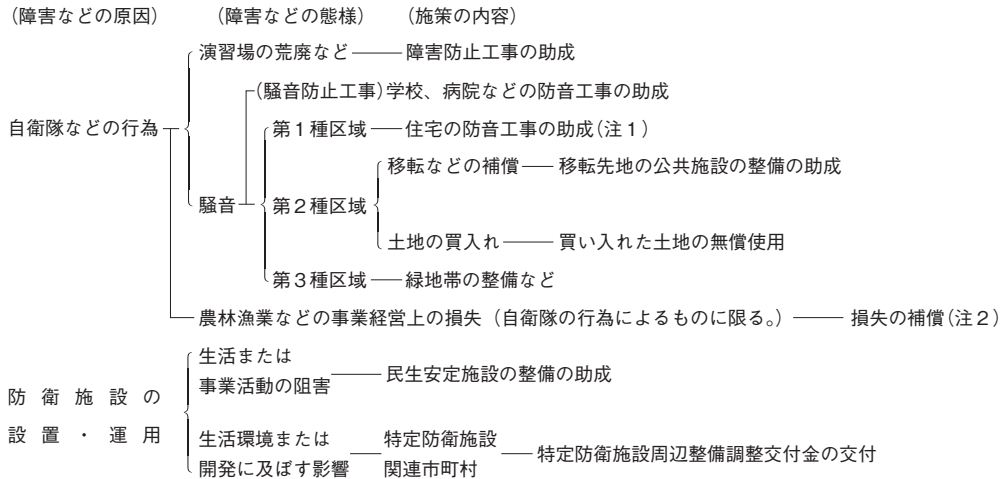
(注5) と列：路上に整列し、敬礼をすること

(注6) 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと

(注7) 自衛隊法100条の4

(注8) 自衛隊法100条

資料72 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



(注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域

飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の割合に応じて次のように定める。

第1種区域：WECPNL75以上の区域

第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域

第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域

※ 平成24年度以前の区域指定にあつては、第一種区域は、WECPNL75以上の区域、第二種区域は、WECPNL90以上の区域、第三種区域は、WECPNL95以上の区域

平成25年度以降の区域指定にあつては、第一種区域は、Lden62以上の区域、第二種区域は、Lden73以上の区域、第三種区域はLden76以上の区域

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level：加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにもその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。

3 Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル

(注2) 駐留軍の行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」により損失の補償を行っている。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の見直し

◆背景

- ◆ 地元ニーズの多様化(ソフト事業への充実要望)
- ◆ 行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果
⇒「使途をより自由にして、使い勝手をよくする」

改正前

公共用の施設の整備

公共用の施設：
交通施設および通信施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設

改正後

公共用の施設の整備

いわゆるソフト事業 ← (新たに追加)

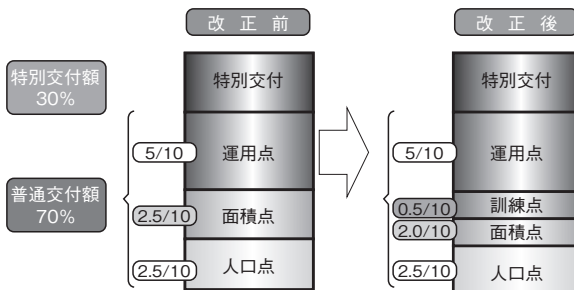
- ・医療費の助成(小学生以下の医療費、妊産婦検診費など)
- ・コミュニティバスの運営費の助成(福祉バスの運営費など)
- ・学校施設等耐震診断費の助成(小中学校校舎等の耐震診断費など)などのソフト事業を想定

特定防衛施設周辺整備調整交付金普通交付額の算定の見直し

(1)算定式の改正

① 算定要素の予算配分の変更(「運用」の予算配分を増額)

② 大規模又は特殊な訓練に係る訓練点を新設
(日米共同訓練、大規模な演習などが行われた場合は増額)



(2)人口密度が高い市町村を配慮(人口密度点を加点)

(3)米軍の運用の特殊性を配慮
(駐留軍が使用する施設に加点)

(4)運用の影響を適切に反映
(飛行回数点および演習人員別点を細分化)

新たに特定防衛施設および特定防衛施設関連市町村として指定した防衛施設および市町村

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
松島飛行場	石巻市	霞ヶ浦飛行場	土浦市	相模総合補給廠	相模原市
硫黄島飛行場	東京都 小笠原村		茨城県 稲敷郡 阿見町	徳島飛行場	徳島県 板野郡 松茂町
厚木飛行場	藤沢市	宇都宮飛行場	宇都宮市	目達原飛行場	佐賀県 神埼郡 吉野ヶ里町
芦屋飛行場	福岡県 遠賀郡 水巻町	相馬原飛行場	群馬県 北群馬郡 榛東村		佐賀県 三養基郡 上峰町
鳥島射撃場	沖縄県 島尻郡 久米島町	木更津飛行場	木更津市	北部訓練場	沖縄県 国頭郡 国頭村
下北試験場	青森県 下北郡 東通村	キャンプ座間	相模原市 座間市		沖縄県 国頭郡 東村

調査の概要 調査時期：平成24年1月5日～1月22日

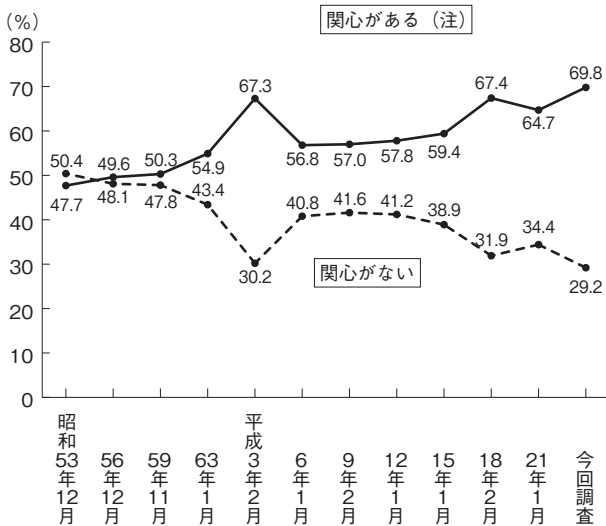
調査対象：全国20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,893人（63.1%）

調査方法：調査員による個別面接聴取法

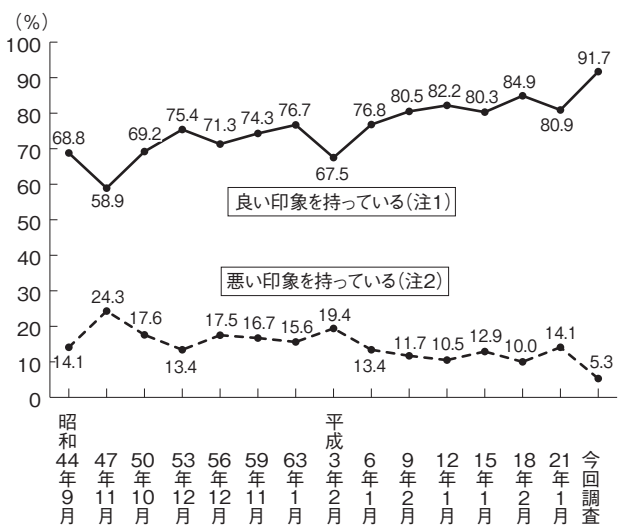
詳細については、〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/index.html>〉参照

1 自衛隊・防衛問題に対する関心



(注) 昭和59年11月調査までは、「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計となっている。

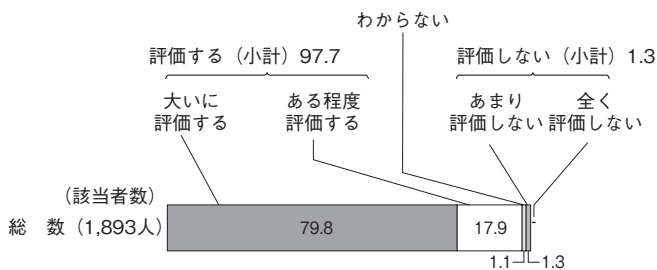
2 自衛隊に対する印象



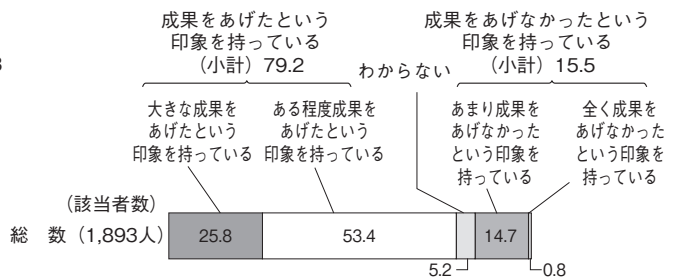
(注1) 平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象は持っていない」の合計となっている。

(注2) 平成18年2月調査までは、「良い印象は持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

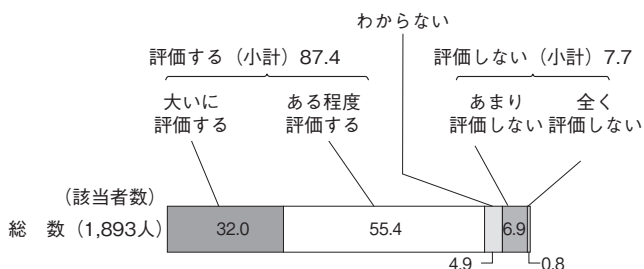
3 東日本大震災に係わる自衛隊の災害派遣活動に対する評価



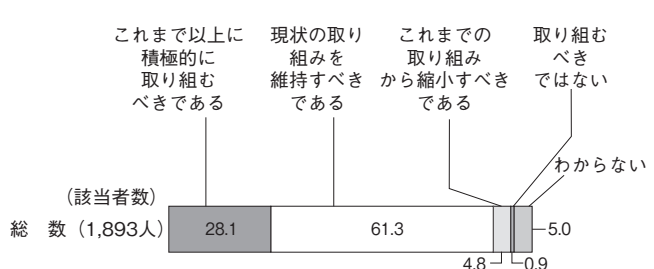
4 米軍の支援活動「トモダチ作戦」に対する印象



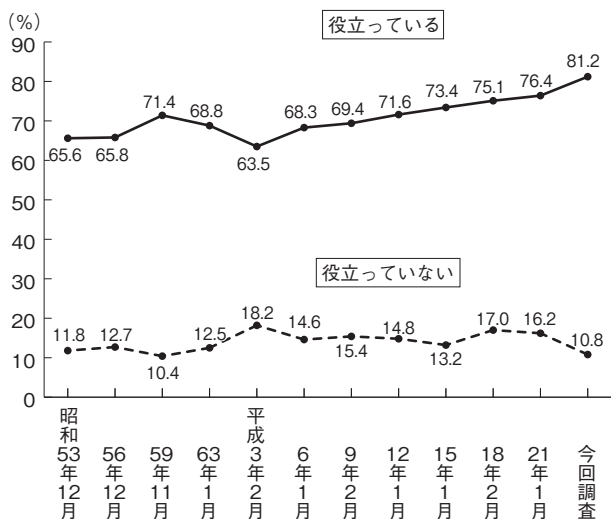
5 自衛隊の海外での活動に対する評価



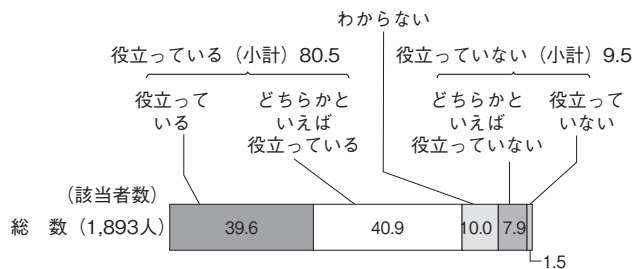
6 国際平和協力活動への取組



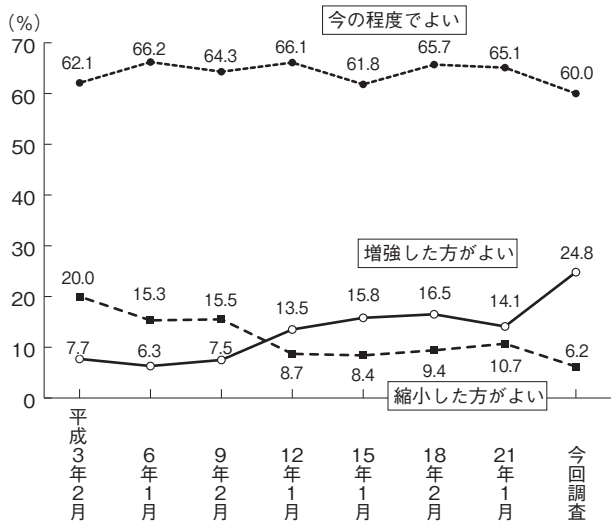
7 日米安全保障条約についての考え方



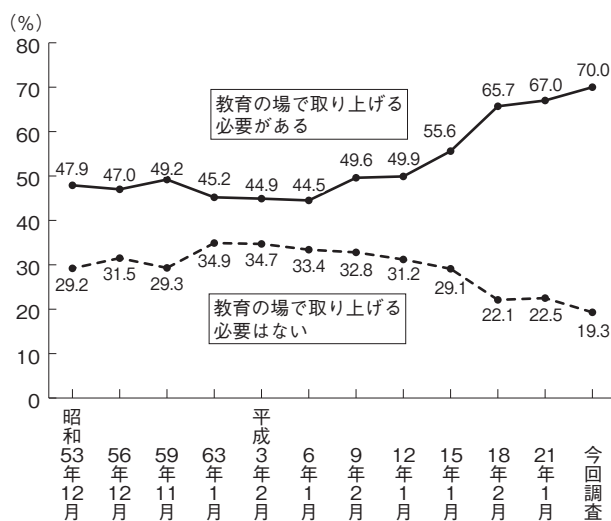
8 米国以外と防衛上の交流を行うことについての意識



9 自衛隊の防衛力



10 国を守るという気持ちの教育の必要性



(注) 平成3年2月調査では、「それでは、全般的に見て日本の自衛隊はもっと増強した方がよいと思いますか、今の程度でよいと思いますか、それとも今より少なくてよいと思いますか。」と聞いている。

資料75 防衛省における情報公開の実績 (平成25年度)

	防衛省本省	地方防衛(支)局	計
1 開示請求受付件数	1,336	2,562	3,898
2 開示決定等件数	1,471	3,061	4,532
全部開示決定件数	828	2,058	2,886
一部開示決定件数	508	988	1,496
不開示決定件数	135	15	150
3 不服申立て件数	377	0	377
4 訴訟件数	2	0	2

(平成25年8月30日)
防 衛 省

第1 前回（平成19年～21年）の防衛省改革について

1 経緯

防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け、平成19年12月、防衛省改革会議が官邸に設置された。同会議は、議論を重ね、平成20年7月、不祥事の分析と改革の方向性を内容とする報告書（以下「防衛省改革会議報告書」という。）を取りまとめた。

防衛省は、防衛省改革会議報告書に示された改革の方向性に基づき、同年8月、「防衛省改革の実現に向けての実施計画」及び「防衛省における組織改革に関する基本方針」を策定した。これらに従って、規則遵守の徹底、プロフェッショナルリズムの確立、全体最適をめざした任務遂行型の業務運営の確立の3つの分野の改革を実行することで不祥事の再発防止を図るとともに、抜本的な中央組織改編を2段階で進めることとし、まず平成21年度に、防衛会議の法定化、防衛参事官制度の廃止及び防衛大臣補佐官の新設を行った。

さらに、平成21年8月末に行った平成22年度概算要求には、2段階目の組織改編として、防衛省の中央組織における防衛力整備部門の内部部局への一元化や運用部門の統合幕僚監部への一元化等を内容とする組織改編案（以下「22改編案」という。）を盛り込んだ。しかし、同案は、同年9月の民主党への政権交代により、同年10月の概算要求は見送られ、白紙に戻された。

2 平成22年度に予定されていた防衛省中央組織改編案

22改編案は、①文官及び自衛官の一体感を醸成するため、内部部局に自衛官を定員化すること、②防衛政策局の組織を改編し、機能強化すること、③陸海空自衛隊ごとの個別最適となっている防衛力整備の全体最適化を図るため、内部部局及び各幕僚監部の防衛力整備部門を統合して内部部局に整備計画局（仮称）を新設すること、④運用部門について、実態としての業務の重複を解消するため、運用企画局を廃止し、その業務を統合幕僚監部に一元化すること等を内容とするものであった。

他方、同案は、内部部局及び統合幕僚監部において、文官及び自衛官を本格的に混在させ、その専門性に依じて適切に配置することにより、文官及び自衛官が協働できる体制を構築することを主眼とし、防衛省の組織構造を大きく見直すものであったため、それに伴う留意事項や、細部設計について更に検討を要する点も多く残されていた。

具体的には、防衛力整備の一元化については、22改編案では、防衛力整備の前提となる統合運用の視点が必ずしも十分に反映される体制となっていなかった面や、防衛力整備において重要な役割を有する装備取得部門の改革にまで検討が至らなかった面があった。

運用機能の統合幕僚監部への一元化についても、22改編案では統合幕僚監部に集約すべき具体的な業務範囲について更に検討を要する状況にあった。例えば、自衛隊の運用に係る法令の企画・立案といった業務についてまで、運用企画局の廃止後、統合幕僚監部に移してしまうことが適当かといった点について検討を行っていたが、結論は得られなかった。

なお、今般の検討における22改編案の検証においても、統合幕僚長が運用政策に係る業務や国会対応業務までも所掌として持つ場合、「軍事面」における大臣の「最高の専門的助言者」との性格が変質してしまうのではないかと論点も提示されている。

第2 今般の防衛省改革検討委員会における検討

1 防衛大臣指示

自由民主党・公明党への政権交代により、本年2月、防衛省改革の検討の加速化の防衛大臣指示が発出され、防衛副大臣を長とする防衛省改革検討委員会（以下「委員会」という。）において、①不祥事再発防止の観点はもとより、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の下、シビリアン・コントロールを貫徹しつつ、人材を有効に活用して自衛隊をより積極的・効率的に機能させることができるようにするとの観点から、防衛力の在り方等に関する検討とも連携しつつ、必要な検討を実施すること、②中央組織における業務及び編成の在り方については、東日本大震災、北朝鮮ミサイル発射等の近年の事案への対応の教訓事項等も踏まえ、また、国家安全保障会議（NSC）の設置等、安全保障に関する官邸の司令塔機能強化の検討等とも連携しつつ、必要な検討を実施すること、③平成26年度概算要求時期を目途として、防衛会議へ報告することとされた。

2 検討状況

(1) 検討体制

委員会は、防衛副大臣を委員長とし、防衛大臣政務官、事務次官、大臣官房長、各局長、各幕僚長等で構成され、その下に、事務次官、大臣官房長、各幕僚長等で構成される幹事会、さらに、「防衛力整備」「運用」「政策立案」及び「情報発信」の各項目については組織横断的な実務的検討を行う場として、局長・大臣官房審議官・各幕僚監部部長級で構成するプロジェクトチーム及び内部部局・各幕僚監部の課長級で構成される作業チームが設置された。

(2) 検討経過

本年2月の委員会設置に際し、防衛副大臣の下で7回事前会議を行った上で、同月から3月にかけて、委員会において検討のための論点の洗出しを行い、それら論点について、本年4月以降、各プロジェクトチーム、作業チーム等で鋭意議論・検討を行った。具体的には、委員会6回、幹事会4回、プロジェクトチーム12回、作業チーム21回を開催し、様々なレベルで議論・検討を重ねた。

なお、防衛省改革会議報告書で提言された不祥事再発防止のための取組については、これらを着実に実行することにより、一定の成果は上がっているものの、調達をめぐっては、引き続き事案が起きていることもあり、これについては、本委員会とは別に設置されていた検討の場（陸上自衛隊新多用途ヘリコプター（UH-X）開発事業の企業選定に係る事案調査・再発防止検討委員会、過大請求事案調査・検討委員会等の専門的委員会等）において再発防止策の検討やその取組の確認を行っていくこととした。

以上の議論・検討を踏まえ、本年8月29日に第7回委員会を開催し、防衛省改革の方向性をとりまとめ、同月30日、防衛会議に報告した。

第3 改革の基本的考え方と方向性

我が国を取り巻く安全保障環境は、中国による我が国領海侵入及び領空侵犯を含む我が国周辺海空域における活動の活発化、北朝鮮によるミサイル発射事案や核実験の強行等、一層深刻化している。とりわけ、領土、経済権益等をめぐるいわゆるグレーゾーンの事態が顕在化・長期化し、より重大な事態へ先鋭化・深刻化する可能性が懸念される。また、東日本大震災を始めとする近年の事態対処を通じて、部隊運用に係る教訓事項等も認識されてい

る。さらに、武器輸出三原則等の包括的例外化措置、NSCの設置に向けた動きなど、政策的環境の変化も生じてきている。

今般の防衛省改革の検討においては、このような防衛省・自衛隊をめぐる様々な状況の変化を踏まえるとともに、防衛省改革会議報告書の提言において指摘された、防衛力整備の全体最適化、運用に関する業務の重複の合理化及び防衛政策の企画・立案・発信機能の強化といった論点についても十分に考慮しつつ、防衛省・自衛隊をいかに実効的に機能させるかという視点で、業務の在り方を見直すとともに、組織の在り方について効率化・合理化の視点も含め見直しを行うこととする。

組織改編を含めた抜本的な改革の方向性は、以下のとおりである。

(1) 文官と自衛官の垣根を取り払う

迅速な意思決定にとって、防衛省中央組織における文官及び自衛官の一体感の醸成は不可欠である。このため、内部部局に自衛官ポストの定員化を図るとともに、各幕僚監部、主要部隊等に新たな文官ポストを定員化する。

(2) 部分最適化から全体最適化へ（防衛力整備）

陸海空縦割りの個別最適による防衛力整備を排し、全体最適化された防衛力整備がなされるよう、22改編案を含め、これまで必ずしも十分とは言えなかった統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視した防衛力整備業務フローを確立するとともに、装備品等のライフサイクルの一貫した管理により装備取得の効率化・最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与する組織の改編を行う。

(3) 的確な意思決定をより迅速に（統合運用）

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保した上で、より迅速なものとなるよう、防衛会議の下、事態対処のための効率的な調整組織を構築することに加え、実際の部隊運用に関する業務を基本的に統合幕僚監部に一本化すべく、運用企画局を含む組織の見直し等を行う。

(4) 政策立案・情報発信機能の更なる強化へ

防衛政策局の機能強化は、22改編案以降も着実に進捗してきている。今後は、外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）の拡大等防衛省における昨今の対外関係業務の飛躍的増大に対応するため、一層の体制の強化を図るとともに、NSC設立に伴う官邸の戦略機能強化に対応すべく防衛政策局の機能強化を進める。また、併せて防衛省としての情報発信機能の強化を図る。

改革を真に実効的なものとするためには、文官及び自衛官双方の隊員一人一人の意識改革が不可欠である。また、現下の厳しい安全保障環境においては、事態対処等の業務の停滞や混乱を招かぬようスムーズに改革を進める必要がある。このため、今般の改革においては、内部部局及び各幕僚監部が車の両輪として防衛大臣を補佐する一方、着実かつ段階的に改革を行い、一連の改革を定着させることが重要である。もとより、改革は不断に実施するものであり、常に点検を行い、更なる改革・改善に取り組んでいくことは当然である。

第4 改革の具体的取組

防衛省改革として取り組む事項は、具体的には以下のとおりである（上記第3の（1）から（4）までに加え、今般の検討過程において新たに導出された事項を含む。）。なお、これらについては「短期（平成26年度）」「中期」「長期」のタイムスケジュールを設定し、着実かつ段階的に実施する。

(1) 文官及び自衛官の相互配置

ア 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）の関連規定を改正し、まず内部部局に2佐及び3佐の自衛官ポストを中心に定員化を行うとともに、統合幕僚監部及び各自衛隊の主要部隊にも新たな文官ポストを定員化する。〔平成26年度〕
イ その後、内部部局に自衛官の、各幕僚監部、各自衛隊の主要部隊等に文官の高位級スタッフまで相互に定員化し配置していく。〔中～長期〕

(2) 防衛力整備の全体最適化・装備取得機能の強化

ア 現在進捗中の防衛力の在り方等に関する検討における防衛力整備の全体最適化手法の実施結果等を踏まえ、防衛力整備の新たな業務フローを確立する。〔平成26年度〕

＜新たな業務フローのイメージ（検討中）＞

内部部局及び各幕僚監部が相互に緊密な協力を行いつつ、次の手順で防衛力整備を進める。

① 防衛政策局長及び統合幕僚長が、想定される事態を踏まえて陸海空個別ではなく統合運用のニーズの観点から防衛力の能力評価を一元的に実施

② 統合幕僚長が、①の結果に基づき、統合運用上のニーズの観点から防衛力整備上重視すべき事項を提示

③ 防衛政策局長が、②を参考に、情勢、政策等のより総合的な観点から防衛力整備の優先事項を明確化

イ 以上の防衛力整備の全体最適化のための業務フロー見直しに加えて、装備取得業務を一層公正・効率的かつ最適化された形で行い得るよう、次の措置を講ずる。

(ア) 装備品等の整備事業について、当該事業を総括し、事業の進捗に一貫して責任を有するプロジェクト・マネージャー（PM）を長とする組織横断的な統合プロジェクトチーム（IPT）の設置を増やし、装備品等の研究開発を含む取得から廃棄までのライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化する。〔平成26年度～〕

(イ) 上記のライフサイクルを通じたプロジェクト管理について、組織的にも適切に実施でき、また、防衛力整備の全体最適化や防衛生産・技術基盤の維持・強化にも寄与するよう、内部部局、各幕僚監部、技術研究本部及び装備施設本部の装備取得関連部門を今後の検討に応じ統合し、「防衛装備庁」（仮称）の設置も視野に入れた組織改編を行う。その際には、調達の更なる公正性を期するため監査機能の強化についても検討する。〔中期〕

(3) 統合運用機能の強化

ア 自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保した上で、より迅速なものとなるよう、まず、文官及び自衛官の一体感を醸成するため、内部部局及び統合幕僚監部に自衛官及び文官を相互に定員化し配置する。〔平成26年度～〕【再掲】

イ 運用の迅速性・効率性の向上のため、実際の部隊運用に関する業務は、基本的に統合幕僚監部に一本化する。他方、運用に関する法令の企画・立案機能等は、行政的・制度的な事務であることから、引き続き内部部局の所掌とする。これにより、実際の部隊運用に関する業務について、国会対応を含む対外説明に起因した、内部部局及び統合幕僚監部の間の実態としての業務の重複を改める。運用企画局については、こうしたことも見越し、また、サイバー攻撃対処や（4）に述べる対外関係業務が新たな課題となっていることも踏まえ、その組織を見直す。〔中期〕

ウ 事態対処に際して、防衛大臣を長とする防衛会議や対策

本部会議が効果的に機能していることを踏まえ、事態対処に係る意思決定手続の一層の迅速化を図るため、防衛会議の下、内部部局、統合幕僚監部等の関係幹部による事態対処のための効率的な調整組織を構築する。〔中期〕

エ 東日本大震災における自衛隊の行動に際し、統合幕僚監部において軍事専門の見地からの防衛大臣の補佐に関する業務及び防衛大臣命令の執行に関する業務が逼迫し、統合幕僚長の負担が激増したとの教訓事項等を踏まえ、統合運用の実効性の更なる向上のため、統合幕僚監部等の機能・役割についての検証や、陸海空自衛隊における効果的な指揮統制の確保（陸上自衛隊の中央指揮組織の設置及び当該組織と各方面隊の関係の在り方についての検討を含む。）については、防衛力の在り方等に関する検討などに連携・協力する。〔中～長期〕

（4）政策立案・情報発信機能の強化

ア 関係国との戦略協議・対話の強化のため、防衛省に対外関係業務等を総括整理する防衛審議官を新設する。〔平成26年度〕

イ 今後設立されるNSCとの的確な接続を図り、我が国の安全保障戦略の立案に資するとともに、これに対応した防衛政策を立案し、遂行していくため、設立後のNSCの活動状況も踏まえ、防衛政策局の戦略立案機能を強化する。〔平成26年度～〕

ウ 報道部門の強化のため、次の措置を構ずる。

（ア）緊急的な自衛隊の行動、国際情勢の緊迫化その他の危機管理時に、防衛省・自衛隊として一元的に発信すべき情報の集約・発信調整を行う仕組み（報道センター）を確立する。〔平成26年度〕

（イ）我が国を取り巻く安全保障環境が一層深刻化する中、防衛省・自衛隊として戦略的かつ効果的な情報発信を行っていくために、報道対応の専門職として置かれてい

る大臣官房報道官及び統合幕僚監部報道官が、そのノウハウ等を最大限発揮し、防衛省の情報発信の要として機能するよう報道組織の見直しを行う。〔中期〕

（5）地域コミュニティとの連携の強化

駐屯地・基地を抱える地元の理解促進や大規模災害等の緊急事態における地方公共団体との連絡調整機能を強化するため、平素から地方公共団体や関係省庁と緊密に連携できる地方関連組織（地方防衛局、地方協力本部、方面総監部、地方総監部等）の在り方については、防衛力の在り方等に関する検討などに連携・協力する。〔中～長期〕

（6）情報管理の徹底

我が国の安全を守る組織として、その信頼性を維持するとともに、任務遂行上の支障を生じさせることのないよう、秘密のみならず、対外的に公表されるべきでない情報全般の漏えいを防止するため、各レベルの情報の管理について、具体的な管理要領の見直しも含め、その徹底を図るとともに、漏えい時の調査手法・体制を確立する。〔平成26年度～〕

（7）大臣官房の総合調整機能の強化

省としての意思決定の的確性を確保する観点から、引き続き業務の在り方について見直しを行うとともに、平素から関係部局による政務への迅速かつ適切な報告がなされるよう、大臣官房を中心とする政務の補佐体制を強化する。〔平成26年度〕

第5 結言

防衛省改革は、前述したとおり、隊員一人一人の意識改革を伴う形で着実に実行していく必要がある。こうしたことを念頭に、第4で述べた防衛省改革の具体的取組について、本委員会を中心として、具体化のため引き続き鋭意検討を進めていくこととする。また、調達不祥事の問題については、関係委員会等において鋭意検討し、再発防止策の徹底を図る。